

平成16年度 工業所有権情報・研修館 評価表

1. 総合的な評定 A：良好

2. 結論に至った理由・背景

・新たに移管された情報普及業務及び人材育成業務についても、既存業務と同様に中期計画及び年度計画の達成状況について数値化による評価を基本とし、委員からの業務実績に関する意見等をもとに評価を行った。

・情報・研修館が従来から行っている業務（公報等閲覧業務、図書等整備業務、相談等業務、工業所有権流通業務）については、ユーザーニーズ等の要請に迅速に対応した改善がなされているほか、組織的にも柔軟に対応できる独立行政法人の特性を生かし、優れた成果をあげていると考えられる。

・新たに移管された業務（情報普及業務、人材育成業務）については、適正に業務が実施され目標を上回る成果が見られた。情報普及業務等の追加によりワンストップで特許情報の提供が行われたほか、満足度の高い研修事業が行われていることは評価できる。この分野における今後の期待度は大である。

・全体としては、知財立国を支える上での大きな柱となる情報普及業務と人材育成業務という新たな業務が加わり、組織・業務の規模、範囲ともに大幅に拡大した過渡期にあって、新たな業務を含めて適正かつ円滑な業務遂行が行われ優れた実績をあげている。よって、総合的な評価としてはA（良好）である。

中期目標 (平成13年4月～平成18年3月)	中期計画 (平成13年4月～平成18年3月)	平成16年度計画	平成16年度実績	理由・背景についての説明、コメント
1. 中期目標の期間 ●情報・研修館の平成13年度から始まる第1期における中期目標の期間は、5年間（平成13年4月1日～平成18年3月31日）とする。			平成16年10月に「独立行政法人工業所有権総合情報館法」の一部改正が施工され、本館の名称を「工業所有権情報・研修館」に変更するとともに、新たに情報普及業務、人材育成業務が追加された。これを受けて、主務大臣は中期目標を変更し、本館も中期計画の変更の認可を受けるとともに、平成16年度計画の変更を届け出た。これらの新たに追加された業務については、平成16年10月から半年分の取り組みをとりまとめている。	
2. 業務運営の効率化に関する事項	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
●運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、新規追加・拡充部分を除き、毎年度平均で前年度比1%の経費節減を行う。				(評価ウェイト15%)
	●コンピュータネットワークの活用 ・電子メールによる事務連絡の活用、電子掲示板による相談事例の共有等により、組織内の意思疎通の円滑化、情報の共有化を強化する。 ・外部との連絡にインターネットを活用した情報授受の強化を図る。	●コンピュータネットワークの活用 ・情報・研修館ホームページの内容を充実し提供する。 ・情報・研修館ホームページで提供する情報を適宜更新し、最新情報を迅速に提供する。 ・情報セキュリティの確保。 ・情報通信技術を活用した広報のあり方について検討する。	●コンピュータネットワークの活用 【情報の共有化】 ○館内の意思疎通の円滑化及び情報の共有化を図るとともに、職員の情報セキュリティへの意識を高めるため、情報セキュリティ資料を配付。同時に、個人情報保護法の施行に向けた、現状把握及び規程等の整備を実施した。 ・共有情報に存在する個人情報について、その内容等を精査し、法施行後の対応等について調査、検討を実施。 ・「情報セキュリティセミナー」講演資料を職員に配布及び共用ファイルへ掲載 ・電子メールによる相談データ等のアクセス制限フォルダーへの移行を職員へ指導。 ・個人情報保護法施行に向け、規程及びマニュアルを整備。 【ホームページの拡充】 ①名称の変更及び業務の拡大に伴い、ホームページのリニューアルを実施。 a 名称の変更及び追加拡張業務に対応するため、ホームページ（英語版含む）の全面的なリニューアルを実施。	・HP が充実し、特許に関する総合情報提供をワンストップで実現されるようになり、利便性が向上しているのは大いに評価できる。 ・コンピュータネットワークの活用などはもはや常識的であるが、目標達成のためにとるべき措置は多岐にわたりよく考えられている。些末事項であるが情報提供面でやや拙速さを感じさせる部分は要改善。 ・ホームページの拡充・強化、人員配置の適正化等につき、相当程度の改善が見られる。 ・事業内容が大きく変化したので前年度比の評価困難 ほぼ良好のBとしたい。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント
			b ホームページのリニューアルに伴い、バリアフリーなウェブサイトを目ざしJIS規格（ウェブコンテンツJIS）への対応を実施。 ・画像にはその内容を的確に表したテキストなどの代替情報を用意する。 ・ハイパーリンク画像には、リンク先の内容が予測できるテキストなどの代替情報を用意する。 ・色や形や位置だけに依存した情報を提供しない。 ②情報提供の強化・拡充を図るため、これまでのHTML形式・PDF形式に加え、ユーザーが様式等をダウンロードして利用できる、MS-Wordファイル（Doc形式）での提供を実施。 a HTML形式 452 ファイル b PDF形式 377 ファイル c Doc形式 95 ファイル d トップページへのアクセス回数 平成16年9月まで 95,093回 ・各事業部毎のトップページアクセス 特許の相談 28,434回 公報の閲覧 19,740回 審査資料の閲覧 9,853回 英語トップページ 4,282回 平成16年10月以降 249,787回 ・各事業部毎のトップページアクセス 特許の相談 42,852回 特許の出願方法 48,264回 公報・資料の閲覧 52,198回 人材育成 10,691回 特許情報の提供 40,087回 英語トップページ 11,777回 ・特許電子図書館サービス一覧へのアクセス回数 349,628回 ・ホームメール意見要望件数合計 26件	
	●委託外注等の推進 ・独立行政法人化によって増加する一般管理業務の委託外注、派遣職員の活用等を推進する。 ●資源配分の最適化 ・職員、予算、設備等の人的・物的資源の配分を事業年度毎に見直す。すなわち、出願統計や利用者のニーズ調査の結果を踏まえて、資源を適切に配分した年度計画を作成し、計画に沿って業務運営の実施をする。また、新規業務を開始する際には、既存業務に対する資源配分の見直しを行う。	●委託外注等の推進 ・経理業務全般（経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等）を適正に処理するため、コンサルティングの活用を行う。 ●資源配分の最適化 ・各業務において、職員の人的資源の配分を見直し、必要な場合には非常勤職員等を積極的に活用する。	●委託外注等の推進 ○限られた人員の中で専門的な経理事務を適切に遂行するため、監査法人（中央青山）との顧問契約を締結・実施。（平成16年4月継続契約） ●資源配分の最適化 【1. 年初の人員配置変更】 ○平成15年度までの業務実績を勘案し、人的資源の配分の見直しを行い、人員配置を行った。（平成16年4月1日実施） ・閲覧部2名減 → 相談部2名増 ・資料部1名減 → 総務部1名増	・実状にあった人員配置転換や、支出比率の大きいアドバイザー人件費を年俸制から一部実績給に変更したことは評価できる。ただ、アドバイザー人件費の実績給が結果にどれほど影響したかが不明。検証が必要。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント
			【2.業務追加に伴う組織変更及び人員配置変更】 平成16年10月1日の業務追加により、情報普及部、研修部及び人材育成部の三部を設置するとともに、人材開発統括監を設け人材育成面の全体調整を担うこととした。これらに加え、次の変更を実施して組織の効果・効率化を行った。 ①閲覧部と資料部の統合 両部を統合して新たに閲覧部とした上で、公報閲覧部門に下記の非常勤職員を導入することとし、職員を統合前の23名から16名に7名削減した。 ②相談部等への人員配置 業務量が増大している部署への対応として、相談部に3名、総務部及び流通部に1名職員を配置した。 ③非常勤職員の配置 ・公報閲覧相談員6名配置（民間サーチ経験者） ・特許研究調査員1名配置 ④派遣職員の配置。（平成16年10月4日実施） これまでも配置していた受付業務等のほかに、経理業務及び研修出張旅費支給業務補助のため、労働者派遣契約を締結し、総務部、研修部各2名の派遣職員を配置。	
	●調達契約における効率化 ・調達契約を締結する際に、競争入札の実施、随意契約等における事前の調査、交渉の強化等により契約内容の効率化を図る。	●調達契約における効率化 ・次期契約の締結に向け、実施内容の精査を行うことにより効率化を図る。	●調達契約における効率化 ①競争入札の実施。 （15年度3件 → 16年度3件） ・第一公報閲覧室における受付業務等に関する労働者派遣について一般競争入札を実施。 ・経理業務及び研修出張旅費支給業務補助のための労働者派遣について一般競争入札を実施。 ・特許流通促進事業の認知度に関するアンケート調査業務について一般競争入札を実施。 ②公募の実施 事業を効果的かつ効率的に行うため、以下の事業について、公募により契約者を選定した。 （15年度3件 → 16年度3件） ・技術移転人材育成OJTプログラムの調査研究事業 ・工業所有権総合情報館ホームページ改訂事業 ・eラーニングシステム開発事業 ③15年度契約の実施内容の精査を踏まえ16年度契約について効率化を実施した。	・競争入札や公募を適切に実施し、経費削減に努めている。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント
			・業務委託事業における調達方法の指導等 各業務委託事業において、その実施の際に必要な調達品目に対しては、昨年度に引き続き競争による調達（原則2以上の者から見積を徴す等）を原則とするよう指導を行った。 ・地方公報閲覧事業の消耗品等の一括調達 地方公報閲覧事業において、委託先支部である各地方ごとに調達している消耗品等について、昨年度に引き続き情報館で一括調達を行うことにより、経費節減を実施した。 ・委託事業における人件費算出の変更 特許流通アドバイザー派遣事業等の委託事業において、より業務の実態に即した経費づけが行えるよう、事務局人件費を年俸制から時間単価契約に変更した。 また、アドバイザーに対する報酬スキームを、実績を翌年度に反映させる「年俸制」から、当該年度に実績を反映させることができる「固定給＋実績給」へのスキームを昨年度と同様に導入し、アドバイザー活動の活性化を図った。	
●利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体系的整理並びに経済産業省電子政府構築計画に基づくこれら業務の最適化を推進する。	●業務の効率化の推進 ・経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務の最適化を推進する。	●業務の効率化の推進 ・経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務の最適化計画を検討する。	●業務の効率化の推進 ○経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等を受け、業務の最適化計画を検討するとともに、次の取り組みを実施した。 ・電子政府構築計画の一つとして、職員給与の全額振込を開始するとともに郵便局への振込を可能とした。 ・会計システム更新に向けて、会計業務の効率化に資するべく、市販会計ソフトウェアを比較検討し次期導入システムを決定	
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	(評価ウェイト70%)
			○新規異動者を対象に外部機関による接遇研修を実施。 ①接客のマナー向上を図るため、外部研修機関（JALアカデミー）を活用し、情報・研修館の業務に則したカリキュラムを設定した接遇研修を実施した。 ・新規異動者を対象とした研修を実施。（座学 2時間、実習 1日） ・公報閲覧相談員を対象とした研修を実施。（実習 1日） ②職員の基本的業務遂行能力を向上させ、常にお客様の立場で操作指導する知識を習得する研修を実施した。 ・IPDL／WS、DVD、CD-ROM等操作研修（実習 7日） ・地方閲覧室補助員を対象とした総合案内、接遇研修（実習 2日）	・電子図書館と人材育成が加わり、事業内容が大幅に拡大した。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント
			③技術の複合化等に対応して、各種専門的検索の操作指導ができる知識習得のための研修を実施。(8時間) ・特・実検索の指導方法 ・I P C、F I、Fターム検索の指導方法 ・意・商検索の指導方法 ④公報閲覧相談員を対象とした、各種検索の操作指導ができる知識習得のための研修を実施した。(11日) ・特・実検索の指導方法 ・I P C、F I、Fターム検索の指導方法 ・意・商検索の指導方法 ・C D／D V D検索の指導方法 上記研修については、フォローアップを今後も継続。 ⑤次の特許庁職員に対する研修について、情報・研修館職員も初めて参加させた。 ・事務系職員研修(産業財産権専門官研修) ・専門研修(ライフプラン講習会、公益法人会計研修、パソコン研修等) ・語学研修(オーラルコース等) ・派遣研修(実践英語) ⑥その他の研修 ・平成16年度東日本図書館等職員著作権実務講習会に3名が参加。 ○情報・研修館業務のサービス内容の点検、法律的地からの検討及び利用者からの苦情、トラブル等に迅速且つ的確に対応するため弁護士と顧問契約を締結。(平成16年8月1日実施)	

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント	
● [工業所有権関係公報等閲覧業務]	● [工業所有権関係公報等閲覧業務]	●工業所有権関係公報等閲覧業務	●工業所有権関係公報等閲覧業務	評 定 評価ポイント	採点
			○行政機関の休日に関する法律で規定する日を除き、全日、福岡、沖縄を除く各閲覧室において閲覧を実施した。 ・台風の影響により福岡、沖縄閲覧室が1日臨時休館。 ・台風の影響により名古屋、大阪、高松、広島、沖縄閲覧室が開館時間、閉館時間を変更。 ○第一・第二公報閲覧室及び地方閲覧室を含めた10カ所において、公報等の閲覧事業を行い、72,261人の利用者に対して情報提供を行った。 なお、平成14年度から閲覧時間を延長したが平成16年度における17時以降の第一公報閲覧室利用者数は入館者258人、退館者8,263人であった。 ○閲覧室（特許電子図書館）への見学者は2,167人であった。	5	5.0
			①CD・DVD-ROM閲覧用機器マニュアルの作成 ・韓国CD-ROM公報 ②閲覧室利用案内の改訂 ③外国公報類の修理製本を実施。 ・平成16年度は503冊について実施。 ④外部人材の活用 ・公報閲覧相談員（非常勤職員）採用試験を行い、民間サーチ経験者6名を採用。 ⑤図書館との連携 ・全国公立図書館（22カ所）に閲覧部パンフレットを配布。		
閲覧用機器の性能向上及び配置の見直し 公報等を閲覧する利用者の利便性向上と、各地における工業所有権情報の提供体制の整備充実を図ることで、公報情報の効果的な普及を目指す。 ・情報通信技術の進捗に対応して、閲覧用機器（公報を検索・閲覧するためのコンピュータ端末）の処理速度や操作性を向上させる。	閲覧用機器の性能向上及び配置の見直し ・閲覧用機器（公報を検索・閲覧するためのコンピュータ端末）の処理速度や操作性を向上させるため、先端の情報通信技術を導入した閲覧用機器への更新を行う。 ・閲覧用機器の操作性を向上させるため、インターフェースを改良した一般利用者向けの検索支援システムについてのニーズ調査及びこれを踏まえた基本設計を行う。	・最新技術を導入し、CD-ROM、DVD-ROM閲覧用機器の更新を行う。 ・第一閲覧室に商用データベースを検索できる閲覧用機器を導入するための検討を行う。 ・平成15年度ニーズ調査を踏まえた改善を行う。	閲覧用機器の性能向上及び配置の見直し ○CD・DVD-ROM閲覧用機器の更新 ・メモリの増設と液晶画面の変更 ・CD・DVD-ROM閲覧用機器1台にプリンタ1台を設置。 ○昨年度実施事業の、閲覧事業・相談事業の今後のあり方に関する委員会の提言をもとに、第一閲覧室に商用データベースを検索できる閲覧用機器を導入するための検討を実施。 ・実現させる場合の数種の実行案を策定。 ○IPDL/WS専用端末機の機能向上を実施。	5	4.8
					・閲覧業務に関しては適正に行われており、評価5。 ・次年度以降、もはや評価項目に含める必要性は低いのではないか。 ・台風の影響による休館また開館時間変更であり、実質100%と評価すべき。 ・台風を除き全日開館 評価5。 ・現状ではユーザーニーズに対応した着実な改善を評価できる。（閲覧室利用者が漸減傾向であることを考慮すると、将来的には対費用効果を重視した対応が必要になることが予想される。） ・商用データベース導入について検討されたことはことは評価できるが、実行に至らなかったのは残念である。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
			(i)利用者ニーズを踏まえた機能改善 ・文献操作機能の改善 ・印刷機能の改善 ・検索項目の変更 ・表示画面の改造 ・自動頁送りの追加 (ii)制度改正等への対応に伴う改造。 ・意匠分類・Dターム改正対応 ・商標基本マスタレイアウト変更対応 ・国際公開番号の年部4桁対応 ・特実DVD-ROM公報第2版対応 ○インターネット閲覧用機器の回線変更。 ・専用回線から一般回線に変更しコストの軽減を図るとともに高速タイプの回線とし接続環境を向上			・インターネット接続環境等の向上が行われた 評価5。
・各地の閲覧用機器の場所及び設置台数を各地のニーズを踏まえて最適化する。	・各地における閲覧用機器の利用状況、ニーズを事業年度毎に把握し、閲覧用機器の設置場所、設置台数を事業年度毎に見直す。		○I P D L専用端末機の設置台数等の配置の適正化については、アンケート調査結果及び専用端末機の利用状況等から現在の配置を継続。 ○C D・D V D閲覧用機器の更新及び配置台数の見直し。 ・利用状況を勘案し配置台数を見直し 第一公報閲覧室 - 8台	5	4.4	・設置台数の見直しを行った 評価5。
		・利用者サービス及び利用状況等に関するニーズ調査を行う。	○第一・二公報閲覧室および地方閲覧室閲覧者のアンケート調査の実施 利用者ニーズを的確に把握するため、第一・二公報閲覧室及び地方閲覧室の利用者に対して8月にアンケート調査を実施。 ・アンケート調査は、第一公報閲覧室及び地方閲覧室合わせて1,047人の利用者に配布し、929人から回答があり、要望項目206項目、要望数284件が寄せられた。 寄せられた要望項目のうち、32項目は16年度に既に実施、50項目は17年度以降に実施予定、今後の検討課題とするものについては48項目及び73項目は実施する必要がないもの又は困難な項目であった。 なお、残りの3項目は特許庁等への要望であった。 主要要望に対する対応は次のとおりである。 (i)接遇関係について 「接客態度、言葉遣い、応答内容」については、「総合案内、閲覧受付、精算窓口、検索指導、分類相談等」毎にアンケート調査を行ったが、「良い(全体)」が79%と評価されている。('良くない(全体で4%)')	5	4.6	・満足度が過去最高となったことは評価できる。しかし、年度内改善対応が32項目にとどまったことに対して、もう少し何らかの対応ができなかっただろうか。 ・アンケート調査とその結果のフィードバックをきちんと行っている点が評価できる。閲覧環境についての不満を解消するよう更に努力することが望まれる。 ・良いの評価が79%で向上している 評価5。 ・接遇にある程度注力することは対人業務においては常識的であるが、ユーザーによる個人差の大きい項目でもあり、大半が「良い」と評価する状態を維持すれば可としたい。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
			(ii)閲覧環境について ・閲覧機器の環境について、364件（複数回答あり）の不満とを感じる回答があり、そのうち操作性等の不満が73件、CD-ROM交換の手間が53件あった。 ・閲覧室の環境については、509件（複数回答あり）の不満とを感じる回答があり、そのうち複写料金に対する不満が217件、土曜・日曜開館を含む開館時間については79件であった。 (iii)全体としての満足度について 全閲覧室において満足度は高く、「満足」の回答は72%、「普通」27%、不満「1%」 (iv)新たなサービスについて ・IPDL／WSカラー表示・印刷対応 全回答の39%の回答があり、そのうち「良い50%」、「不満3%」。不満の理由は、「スピード」及び「カラー鮮明度」 ・IPDL／WSのFターム、Dターム検索絞り込み対応 全回答者の39%の回答があり、そのうち「良い50%」、「不満3%」。不満の理由は、「マニュアルが複雑」、「検索項目のさらなる増」。			

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント		
● [審査・審判関係図書等整備業務]	● [審査・審判関係図書等整備業務]	●審査・審判関係図書等整備業務	●審査・審判関係図書等整備業務	評 定 評価ポイント	採点	・ いずれの点についても、適正な実施がなされている。 ・ 図書等整備業務に関しては適正に行われており評価は5とした。
			○行政機関の休日に関する法律で規定する日を除く全日について閲覧を実施。 図書等閲覧件数 4 7 6 件 (17時以降閲覧件数 1 3 件 (内数)) 閲覧者数 2 8 9 人	5	4.8	・ もはや評価項目に含めることにどれほどの意味があるのか。 ・ 全日閲覧実施 評価5。
			○審査・審判の最終処分（特許・拒絶等）が確定した出願書類及び審判記録を特許庁から受入・保管し、出納業務及び廃棄のための抽出を実施。 受入件数： 4 2 , 6 6 7 件 出納件数： 2 6 , 5 6 8 件 保管包袋： 4 , 1 6 2 千件 廃棄のための抽出件数： 2 7 9 千件 ・ 昨年度に引き続き出願書類及び審判記録の出納を1日で処理。	5	4.8	・ 適正に行われており 評価5。
閲覧資料の充実 審査・審判に関する技術文献等の資料を充実させ、国内外の最新の技術水準を利用者が適時に把握できるようにする。	閲覧資料の充実	閲覧資料の充実	閲覧資料の充実 ○特許庁の審査・審判の的確な処理に資するため、審査・審判資料（国際調査の対象となる非特許文献を含む。）の文献を網羅的に収集するために図書類選定担当者会議を開催（平成16年4月21日）し、図書類の選書依頼を行い、内外国の図書及び雑誌を購入。 ・ 選書に基づき購入した内外国図書及び雑誌 内国図書 7 0 7 冊 内国雑誌 9 , 6 7 3 冊 (3 8 3 タイトル) 外国図書 9 7 冊 外国雑誌 6 , 3 6 5 冊 (4 1 8 タイトル)	5	4.8	・ 適正に行われており 評価5。 ・ 適正に行われており 評価5
・ 特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献（特許公報以外の技術文献）を、最新のもののまで収集し、一般利用者の閲覧に供する。	・ 特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献を網羅的に収集するための調達計画を策定する。	・ 平成13年度に策定した調達計画に基づき、「特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献」を購入する。	○P C T（特許協力条約）に規定されている国際調査の対象となる非特許文献は、13年度に策定した調達計画に基づき16年度購入分を計画通り購入した。（計画通り100%達成） 1 2 7 タイトル 1 , 6 4 3 冊	5	4.8	・ 計画100%達成で 評価5。
	・ 一般利用者への閲覧サービスを適切に実施する体制を確保する。すなわち、情報・研修館が収集した閲覧資料のリストを更新し常備するとともに、貸出、返却の担当職員をおいて閉架式の閲覧を可能とする。あわせて、情報・研修館独自のホームページを構築し、インターネットによる閲覧資料リストの情報公開を行い、さらに工業所有権に関連した技術情報へのアクセス機能を付加し拡充していくことによりホームページの利用価値を高める。	・ 情報・研修館ホームページに掲載した、「閲覧資料リスト」の利便性を向上させる。	○図書閲覧室に常備の閲覧資料リスト及び情報・研修館ホームページに掲載したタイトル順、配下部署別の閲覧資料リストを毎月更新。 なお、ホームページ掲載のファイル形式は「P D F」と「C S V」の2形式。	5	4.8	

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定		理由・背景についての説明、コメント
				評価 ポイント	採点	
		・ 情報・研修館ホームページの「技術情報」の更新を行う。	○平成14年度に掲載した「技術情報関連リンク集」148社、276サイトについてその後の状況（名称等の変更、リンク切れ等）について追跡調査を実施し、掲載情報を修正。 また、海外企業、大学等に係る情報を新たに掲載するための調査を実施し、情報を順次情報館HPに掲載した。 （17年3月末217社395サイト）	5	4.4	・ 企業や大学のリンク集に工夫が見られない。ほとんど掲載している意味が見出せない。 ・ 充実してきており、アクセスも急拡大しており 評価5。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
●【工業所有権情報流通等業務】	●【工業所有権情報流通等業務】	●工業所有権情報流通等業務	●工業所有権情報流通等業務			・全体として目標を十分上回る成果が見られた。 ・流通事業に関しては、成果が出てきており、評価を5とした。
開放特許に関する情報提供の拡大 情報・研修館は、開放意思のある特許(開放特許)を企業間及び大学・公的試験研究機関と企業の間において円滑に移転させ、中小・ベンチャー企業の新規事業の創出や新製品開発を活発化させることにより、中小・ベンチャー企業経営等に寄与するため、以下の業務を行う。	開放特許に関する情報提供の拡大		開放特許に関する情報提供の拡大 【ホームページによる情報提供】 特許流通促進事業の成果物の普及を行うため、特許流通データベース、開放特許活用例集、特許流通支援チャート、知的財産取引業者データベース、国際セミナー開催結果等の情報をホームページにより公開。 ・ホームページアクセス件数 1,236,166件	5	5.0	・アドバイザー事業の目標達成、経済インパクトは評価できる。一方で、アドバイザーの活動の質に対して何らかの評価を行うべきではないか。件数の伸びはいずれ頭打ちになるので、質の向上が次の課題となる。 ・特許流通データベースの充実が、成約率向上にどれほど寄与したかが不明。また、特に中小企業の特許流通促進に関して、どこが問題であるかの掘り下げた分析が不明。もう少し課題の明確化を図り、それに対する解決策を講じるべきでは。努力の余地有り。 ・年度計画を上回っており 評価5。
(1)人材活用等による特許流通の促進 特許流通促進を支援する専門人材を派遣し、特許流通・技術移転の仲介、相談及び普及啓蒙をすること。また、国内の特許流通促進事業の認知度の向上を目的として事業の総合的な説明会(特許流通説明会)を各地で開催すること。	(1)人材活用等による特許流通の促進 特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数を年間14000回以上とするとともに、技術移転プロセス、特許情報の検索手法、特許流通支援チャートを用いた特許情報の技術移転への活用等を図る特許流通説明会を各経済産業局(8ブロック)単位で実施する。 ＊平成15年度から企業訪問回数を「年間14000回以上」に変更	(1)人材活用等による特許流通の促進 ①企業訪問計画を策定して特許流通促進を支援する専門人材による企業訪問数を少なくとも延べ年間15,000回以上とする。 ②特許情報の技術移転への活用等を図るための特許流通説明会を地域のニーズを踏まえつつ年間8回以上実施する。	(1)人材活用等による特許流通の促進 ○特許流通促進を支援する特許流通アドバイザーの企業訪問数を増加させるため、新たに派遣要請のあった県及びTLOを加えて112名(増員2名)のアドバイザー派遣を行うとともに、1人当たりの企業訪問140回の目標を設定し、企業訪問回数21,630回を達成。 (年度計画目標15000回以上に対し144.2%の達成) ○特許流通促進事業の認知度の向上を目的とし、全国23ヶ所で説明会を開催中。 (年度計画目標8回以上に対し287.5%達成) ・3回の特許ビジネス市を開催。うち1回は「食品・バイオ」分野に絞って開催。 (東京:2回(1回は「食品・バイオ」分野)大阪:1回) ○特許流通成功事例集作成 ・技術移転に関する具体的な情報として活用していただくため、特許流通アドバイザーの活動より成約(実施許諾、秘密保持契約等)に至った42事例を紹介。			
(2)開放特許情報等の情報提供・活用の促進 開放特許に関する情報提供量の増大を図り、簡便な情報提供サービス及び開放特許情報の活用アイデアを提供すること。また、企業が新規事業創出時の技術導入・技術移転を図る上で指標となりえる国内特許の動向を分析した特許流通支援チャートの提供をすること。さらに、地域における中小・ベンチャー企業等の特許情報を活用した技術開発を支援するための特許情報検索の専門家を派遣すること。	(2)開放特許情報等の情報提供・活用の促進 特許流通データベースに蓄積される開放特許の蓄積数を増加させるとともに、開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数を年間200件以上、特許流通支援チャートの作成数を年間20テーマ以上確保する。特許情報検索の専門家の企業訪問回数を年間4000回以上確保する。 ＊平成15年度から開放特許活用例集の加工数を「年間200件以上」に変更 ＊平成15年度から特許流通支援チャートの作成数を「年間20テーマ以上」に変更 ＊平成15年度から企業訪問回数を「年間4000回以上」に変更	(2)開放特許情報等の情報提供・活用の促進 ①大学・国研及び公的研究機関等への保有特許の登録普及啓発活動を通じて蓄積数を増加させる。 ②開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数を年間200件以上とする。 ③特許流通支援チャートの作成テーマ数を年間20テーマ以上とする。 ④企業訪問計画を策定して特許情報検索の専門家の企業訪問回数を年間4,000回以上確保する。	(2)開放特許情報等の情報提供・活用の促進 ○特許流通データベースへの登録数を増加させるため、都道府県担当者会議、TLO管理者会議において登録を要請、また、登録促進のパンフレット作成・配布し、8,829件の新規登録を行った。 累計登録件数: 58,001件 55,639件(15年度末)－6,467件(削除) +8,829件(新規)=58,001件 ・特許流通データベース「ライセンス情報検索回数」 126,248回 ・「アイデアデータベース検索回数」 23,975回 ・データベースが更新されるたびに、あらかじめ登録した検索式によって自動で検索を行い、その結果をメールでお知らせするサービスを開始(SDI機能)。			

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	理由・背景についての説明、コメント
			○開放特許情報の活用アイデアを提供するため、特許流通データベースに新規登録された開放特許の中から、開放特許活用例集を209件作成。 (年度計画目標200件に対し104.5%達成) ○企業が新規事業創出時の技術導入・技術移転への活用を図る上での指標となるように、技術分野毎に過去10年程度の特許を整理・分析した特許流通支援チャートを21テーマ作成中。また過去に作成したテーマの中から、2テーマについて更新情報を作成中。 ・利用の促進を図るため活用ガイドブックを作成。 ○地域における中小・ベンチャー企業等の特許情報の活用促進を図るため、①特許電子図書館情報検索指導アドバイザー7名、②特許情報活用支援アドバイザー46名の派遣を行うとともに、1人当たりの企業訪問目標を70回と設定し、企業訪問回数6,422回を達成。 (年度計画目標4000回に対し160.6%達成)		
(3) 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備 将来の特許流通市場を担う多くの人材を育成するための環境を整備すること。我が国の知的財産権を取り引きする事業の認知度を高める機会及び当該事業者へのアクセス機会を提供すること。	(3) 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備 知的財産権取引業者のデータベースへの登録数を増加させるとともに、人材育成のための特許技術移転セミナーを年間1回以上企画実施する。 *平成15年度から特許技術移転セミナーの実施を「年間1回」に変更	(3) 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備 民間知的財産権取引事業者のデータベースへの登録数を増加させると共に、人材育成のための特許技術移転セミナーを年間1回以上企画実施する。また、中小企業診断士など中小企業支援を行う専門家の知財分野における知見を高めるため、その参加を促す。	(3) 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備 ○知的財産取引業の育成支援の環境整備を図るため、知的財産権取引事業者のデータベースへの登録を増加させ、また、人材育成のための特許技術移転セミナーとして、国際特許流通セミナー及び知的財産取引業の育成のための研修を企画実施。 ①知的財産権取引業者のデータベース企業、公的研究機関、民間知的財産権取引業者へデータベースの登録を依頼。 登録件数：61社(15年度末)→68社 ②特許技術移転セミナー (年度計画目標1回に対し100%達成) a 国際特許流通セミナー ・開催日 17年1月24日～26日 ・参加者 延べ 3,038名 b 知的財産権取引業者向け研修 ・基礎研修：9回開催 参加者数：633名 修了者：576名 ・実務研修：3回(東京2回・大阪)開催 参加者数：219名 修了者：167名 ・実務者養成研修：3回(東京2回・大阪)開催 参加者数：60名 修了者：53名		

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定		理由・背景についての説明、コメント
				評価 ポイント	採点	
(4) 特許流通に関する調査 特許流通の認知度の向上及び円滑な推進のための環境について、内外の現状を調査・分析すること。また、情報・研修館の既存事業の見直しの参考とするため、当該事業の国内の評価や認知度について調査を行うこと。	(4) 特許流通に関する調査 特許流通を促進するための欧米先進地域における調査並びに日本における特許流通の実情に関する調査等を年間3テーマ以上実施するとともに、情報・研修館の各事業の浸透度、認知度に関するアンケート調査を5年間において少なくとも2回実施する。 ＊平成15年度から調査テーマを「年間3テーマ以上」に変更	(4) 特許流通に関する調査 特許流通を促進するための欧米先進地域における調査並びに日本における特許流通の実状に関する調査等を年間3テーマ以上及び特許流通各事業の浸透度、認知度に関するアンケート調査を年間1回実施する。	(4) 特許流通に関する調査 ○特許流通を促進するための欧米や日本における特許流通の実情に関する調査を3テーマ実施。 ①特許流通促進事業の評価手法に関する調査研究 ②地域の知財活用マニュアルに関する調査研究 ③技術移転人材育成OJTプログラム調査研究 (年度計画目標3テーマに対し100%達成)			
(5) 知的財産の活用のための基盤整備 特許流通による地域産業の活性化を図るとともに、知的財産活用を促進するための人・情報のネットワーク等の社会基盤の整備を行うこと等により、特許流通に関する各施策の充実・強化を図ること。 これら業務の実施については、例えば、以下の指標を参考として評価する。 ・特許流通促進を支援する専門人材の派遣人数 ・特許流通促進を支援する専門人材の訪問企業数、成約件数 ・特許流通促進説明会の開催数 ・開放特許に関するデータベース登録件数 ・開放特許活用例集の案件数 ・特許流通支援チャートのテーマ数 ・特許情報検索の専門家の訪問企業数、相談受付件数 ・知的財産権取引事業に関するデータベースの登録者数 ・人材育成のためのセミナー等の受講人数 ・各事業の浸透度、認知度 ・特許流通に関連する業務の内容の充実度	(5) 知的財産の活用のための基盤整備 企業・大学・公的機関等における特許流通に関与する人材・情報のネットワークを構築するとともに、これらの人材や知的財産ビジネスを行う専門家・企業等の育成を行うことにより、特許流通に関連する業務の内容の充実・強化を図る。また、国際的な特許流通のための環境整備に向けた検討を行う。	(5) 知的財産の活用のための基盤整備 ①企業・大学・公的機関等における人材の交流のための会議を年間1回以上開催する。 ②特許流通を促進する専門家の下で特許流通を実際に体験することにより、地域で活動する企業・大学・公的機関等における特許流通に関与する人材や知的財産ビジネスを行う専門家・企業等を年間10名以上育成する。 ③大学等研究機関における特許情報の活用を促進するため、特許情報検索の専門家による研究者訪問回数を年間100回以上確保する。 ④知的財産ビジネスを行う専門家・企業等の情報をデータベース化し提供するための検討を行う。 ⑤国際的な特許流通のための環境整備に向けた調査を行う。	(5) 知的財産の活用のための基盤整備 ○全国コーディネータネットワーク会議開催 (年度計画目標1回に対し100%達成) ・開催日 17年2月28日 ○「技術移転人材育成OJTプログラム」事業において育成 (4機関17名) ○特許情報活用支援アドバイザー等の大学等研究機関訪問回数668回を達成 (年度計画目標100回以上に対し668%の達成) ○コーディネータ人材のデータベースの公開(JSTと協力し、3月公開) ○知的財産ビジネスを行う専門家・企業等のデータベースの公開(特許庁と協力し3月公開) ○中国(上海及び大連)において、「日中国際技術移転に関する予備調査」を実施			
			○特許流通各事業の浸透度・認知度に関するアンケート調査を1テーマ実施。 (年度計画目標1テーマに対し100%達成)	5	4.4	・各項目の実績が目標を上回っている点から認知度、浸透度のある程度の向上が推測される。 ・認知度、浸透度の向上の活動は目標を達成しており 評価5。
			○成約件数 16年度の成約件数は1,381件 ・累計 4,080件(15年度末) → 5,461件 ・累計成約件数の内訳 実施権許諾契約: 1,757件 譲 渡 契 約: 263件 秘密保持契約: 2,029件 オプション契約: 237件 共同・委託研究: 320件 技術指導契約: 252件 部品製品供給契約: 72件 そ の 他: 531件	5	4.4	・成約件数は前年度並み ・順調に拡大しており、経済効果も出ている 評価5。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
●【工業所有権情報普及業務】	●【工業所有権情報普及業務】	●工業所有権情報普及業務	●工業所有権情報普及業務			・初期の目標を十分達成している。
工業所有権情報の普及及び内容の充実 特許庁が保有する膨大な工業所有権情報の普及と利用促進を図り、また、他国の工業所有権庁との協力等を通じてその内容を充実させることにより、特許庁における審査・審判の迅速・的確化に資するとともに、企業が重複研究を回避することによって研究開発効率の向上が図られるよう、以下の業務を行う。	工業所有権情報の普及及び内容の充実 工業所有権情報の普及かつその内容の充実を図るため、工業所有権情報の普及に関する特許庁の施策に基づいて以下の業務を実施する。					
(1) 工業所有権情報の普及及び提供 一般公衆に対する工業所有権情報の普及と利用のため、工業所有権情報を迅速かつ容易に検索できる特許電子図書館を充実させ広く公開するとともに、専用線を用いた特許電子図書館サービスの活用を促進すること。また、工業所有権情報を利用しやすい形に整理し、外部提供することにより、企業等における工業所有権情報の活用や民間事業者による多様で高付加価値サービスの提供に資すること。	(1) 工業所有権情報の普及及び提供 特許電子図書館を充実させ広く公開し、年間検索回数を6,000万回以上確保するとともに、専用線を用いた特許電子図書館サービスの活用を促進する。また、特許庁が定める方針に基づき、毎年度1,300万件以上の工業所有権情報を標準的なフォーマットに変換したものを外部に提供する。	(1) 工業所有権情報の普及及び提供 ①特許電子図書館における年間検索回数を年間6,000万回以上確保する。 ②知的所有権センターにおける特許電子図書館サービスの利用を促進する。 ③大学や中小・ベンチャー企業による従来技術調査を充実させるため、専用線を用いた特許電子図書館サービスを大学・共同研究センターに提供することを検討する。 ④年間1,300万件以上の工業所有権情報を標準的なフォーマットに変換し、特許庁データ販売事業許可要領等に基づいて外部提供する。 ⑤特許電子図書館の利用マニュアル（海外向けのものを含む。）を作成し、配布する。 ⑥特許情報フェア等のイベントに参加する。	(1) 工業所有権情報の普及及び提供 ①特許電子図書館提供サービス 特許電子図書館（IPDL）は、明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類約5,300万件を文献番号や各種分類等により検索することができるほか、関連情報として、出願・登録・審判に関する経過情報等を提供した。 平成16年度の検索利用回数 59,803,439回 平成16年度の主な検索・表示機能の改善及び性能の向上については、以下のとおり。 （ ）内はリリース月 ○意匠分類改正対応（17.01） ・日本意匠分類・Dターム検索 ・意匠公報テキスト検索 ・分類リスト ○国際公開番号の年部桁数変更対応（17.03） ○侵害訴訟判決情報、分割出願情報対応（17.03） ○商標基本マスタレイアウト変更（17.03） ○新公報発行仕様及び実用新案制度改正対応（17.03） ○特許・実用新案公報サービスの拡充（17.03） ・特許・実用公報DB、公報テキスト検索、F1・Fターム検索及び特許・実用番号索引照会において、現在、各項目ごとの表示しか出来ない10項目の情報を一括で表示する機能の追加。また、表示した情報の印刷はブラウザの印刷機能で一括印刷が可能とする。 ○コンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）運用変更（17.03） ・ディスク容量節約を図るため、許諾の得られていない一次文献（イメージデータ）を削除し、許諾が得られた際に蓄積する運用に変更。 ○経過情報バック分対応（17.03） ・平成10年からの情報提供→平成4年からの情報提供	5	4.6	・数値目標に対して、各業務平均して100%強と評価。 ・検索・表示機能の改善や性能の向上を実施。 ・情報普及業務等の追加によりワンストップでの特許情報の提供が行われていることは評価できる。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
			②知的所有権センターにおける特許電子図書館サービス 特許電子図書館専用端末（I P D L / W S）用専用回線及びインターネット回線を無償で提供し、特許電子図書館サービスの利用促進を図った。 ・専用回線の地方閲覧所： 8 箇所 ・専用回線の知的所有権センター： 3 2 箇所 ・インターネット回線の知的所有権センター： 4 1 箇所 ③大学・共同研究センターへの専用線を用いた特許電子図書館サービスの検討を実施。 ○大学・共同研究センターにI P D L / W Sの設置に向けて、アンケート及び実地調査等を行った。 ・対象：全国6 2 箇所の国立大学法人、大学・共同研究センター ・回答：5 2 校から回答あり（回収率：8 4 %） ・5 2 校中、「導入を検討したい」と回答した2 1 校から意見を聴取。 ・大学においては、専用回線に接続された専用端末によるサービスではなく、研究者等のパソコンから簡単にアクセスできること、低コストで導入できること等の要望が多い。 ④整理標準化データの提供 民間工業所有権情報サービス提供事業者によるサービスの拡充及び企業等における社内データベースの拡充を図るため、特許庁が保有する工業所有権情報を標準的なフォーマットに変更し、マージナルコストで販売し、平成16年度は、ユーザの要望が高いデータ提供期間の短縮（従来より一週間短縮）を17年3月に行い、サービスの拡充を図った。 ・平成16年度に提供したデータ件数 1 4 , 8 1 3 , 5 1 2 件 ・データ販売顧客数 1 7 社 ⑤特許電子図書館の利用マニュアルの作成 特許電子図書館サービスを普及させるために、利用ガイドブックを作成し、各経済産業局（8 箇所）、知的所有権センター（5 5 箇所）等に配布した。 ⑥特許流通フェア等のイベントに参加・出展し、インターネットによる特許電子図書館の実演、パンフレット及び利用ガイドブック等を配布し、I P D L の利用促進を図った。 ・特許流通フェア2004 in 九州・沖縄 ・特許流通フェア in 東北2004 ・Embedded Technology 2004 ・テクニカルショウヨコハマ2005	5	4.6	・インターネット回線インフラが全国的に充実しているので、専用回線の必要性がどの程度あるのかについて客観的評価が必要。全国の大学等に調査を行ったことは評価できる。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定		理由・背景についての説明、コメント
				評価 ポイント	採点	
(平成13年4月～平成18年3月) (2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用 他国の工業所有権庁から工業所有権情報を収集し、保管及び管理し、かつ、ニーズの高い工業所有権情報については和文抄録を作成し提供することにより、先行技術調査の充実を図ること。また、特許庁が保有する工業所有権情報を必要に応じて英訳し提供することにより、他国における我が国出願人の的確な権利保護に貢献すること。	(平成13年4月～平成18年3月) (2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用 特許庁と他国の工業所有権庁との電子特許情報等の交換に関する合意に基づき、以下の業務を行う。 ・他国の工業所有権庁から工業所有権情報を収集し、保管及び管理するとともに、収集した工業所有権情報について、毎年度22万件以上の和文抄録を作成し提供する。 ・特許庁が毎年発行する公開特許公報の英文抄録を毎年度34万件以上作成し提供する。 ・特許庁が保有する工業所有権情報のうち、特許庁が毎年発行する公報の書誌データを毎年度50万件以上整理して他国の工業所有権庁に提供する。また、Fターム等の検索コードに関する情報については英訳して提供する。	(2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用 ①他国の工業所有権庁から工業所有権情報を収集し、保管及び管理するとともに年間22万件以上の和文抄録を作成し、利用者に提供する。 ②特許庁が平成16年に発行する公開特許公報の英文抄録を特許庁公報発行計画に基づき年間34万件以上作成し、他国の工業所有権庁に提供する。 ③特許庁と他国の工業所有権庁との合意に基づき、特許庁が保有する工業所有権情報のうち、特許庁が毎年発行する公報の書誌データを年間50万件以上整理して他国の工業所有権庁に提供する。 ④他国の工業所有権庁に提供するFタームリスト等は英訳して提供する。	(2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用 ①和文翻訳抄録の作成 三極交換データである米国公開特許明細書、米国特許明細書及び欧州公開特許明細書の和文翻訳抄録を特許庁の審査資料として作成し、米国公開特許明細書、米国特許明細書は、マージナルコストにて4社に提供した。 ・平成16年4月から9月末までの和文翻訳抄録作成件数 米国公開特許明細書 76,628件 米国特許明細書 25,661件 欧州公開特許明細書 9,867件 ・平成16年10月より平成17年3月末までの和抄作成件数 米国公開特許明細書 125,123件 米国特許明細書 34,812件 欧州公開特許明細書 16,906件 ②P A J（英文抄録）の作成 特許庁の公報発行計画に基づき、公開特許公報の英文抄録を作成し、C D－R O Mに収録して毎月他国の工業所有権庁（93箇所）に提供した。また、E P O及びU S P T Oには、C M Tに収録したものを送付した。さらに、P A Jインデックス及びP A Jニュースを年4回（四半期毎）作成し送付した。 ・平成16年4月から9月末までの英文抄録作成件数 182,500件 ・平成16年10月より平成17年2月末までの英文抄録作成件数 176,499件 ③三極交換データ作成・送付 年間の送付スケジュールに基づいて、特許庁が発行している公開公報、公表公報、登録公報（媒体：D V D－R O M）から書誌データを抽出しフォーマット変換して、特許漢字書誌データを作成し、E P Oには毎月2回及びU S P T Oには年2回送付した。 ・平成16年度4月～9月までの作成・送付件数 公開特・実公報 173,500件 公表特・実公報 20,000件 登録特・実公報 61,400件 合計 254,900件 ・平成16年10月～3月までの作成・送付件数 公開特・実公報 175,510件 公表特・実公報 27,510件 登録特・実公報 61,408件 合計 264,428件			・他国との情報交換およびA I P Nの運用開始は評価できる。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
			④二国間交換データ送付・作成 2004年韓国で開催された第7回日韓機械化専門家会合の合意に基づいて、特許庁が保有する以下の特・実公報イメージデータを収録し、3月に送付した。 ・公開特許公報イメージデータ 294,638件 (対象範囲：1971～1974) ・公告特許公報イメージデータ 815,307件 (対象範囲：1950～1979) ・公開実用新案公報イメージデータ 303,886件 (対象範囲：1971～1974) ・公告実用新案公報イメージデータ 950,922件 (対象範囲：1950～1979) 合計 2,364,753件 ⑤三極交換データとして提供しているFターム解説書等の英語訳の作成 以下の英訳したFコード、Fタームリスト及びFターム英文解説書を作成して、3月末にEPO、USPTOに送付。 ・Fコード 1,856コード ・Fタームリスト 23テーマ ・Fターム解説書 80テーマ			
(3)審査結果情報の提供システムの整備・運用 特許庁が行った審査結果や出願書類等に関する情報を、自動翻訳を介して英語で他国の工業所有権庁に提供するシステムを整備・運用することにより、他国における的確な審査の促進を図り、我が国出願人のこれら国における適切な権利取得の迅速化に貢献すること。	(3)審査結果情報の提供システムの整備・運用 欧米を含む他国の工業所有権庁が、インターネット経由で、我が国の出願に係る審査結果情報に加え、出願書類や拒絶理由通知書等の審査関連情報にアクセスし参照することが可能なシステムを設け、その整備と運用を行う。また、必要に応じてその機能の拡充を図る。さらに、日本の審査において引用された日本語の文献などを英語で参照可能な自動翻訳システムの整備と運用を行う。	(3)審査結果情報の提供システムの整備・運用 ①アジア産業財産ネットワークの機能の中に、我が国の出願に係る出願書類や拒絶理由通知書等の審査関連情報にアクセスし参照可能とするシステムを構築し、他国の工業所有権庁に対してこれら情報を提供する運用を開始する。 ②米国特許商標庁及び欧州特許庁など他国の工業所有権庁に対し、日本語の審査関連情報や引用文献などを英語で参照可能とする自動翻訳システムの整備と運用を行う。	(3)審査結果情報の提供システムの整備・運用 ①平成16年10月から、他国の工業所有権庁に対し我が国の特許出願に関するサーチ及び審査結果情報を参照可能とする「高度産業財産ネットワーク(AIPN)」の運用を開始した。さらに、「特許・実用新案公報全文表示(現在、各項目ごとの表示しか出来ない10項目の情報を一括で表示する機能)」、「経過情報の更新日表示」等の機能を追加した。 ②自動翻訳システム 平成16年10月のAIPNの運用に合わせて、三極専用の翻訳サーバをAIPNに設置し、EPO、USPTOから要求されたデータ(JPO公報データ・審査結果情報)を自動翻訳して提供するとともに、EPO、USPTOからの翻訳結果についてのフィードバックにより、辞書機能の拡充を図った。	5	4.8	

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
● [工業所有権相談等業務]	● [工業所有権相談等業務]	●工業所有権相談等業務	●工業所有権相談等業務			・地道な努力がなされ、着実な成果をあげている。 ・相談業務に関しては適正に行われており、評価を5とした。
			○行政機関の休日に関する法律で規定する日を除く全日について窓口・電話・文書及び電子メールによる相談を実施。 ○相談部においては、月平均5,122件の相談を処理しており、16年度は、61,465件の相談を処理。	5	5.0	・全日開館実施 評価5。
			(内 訳) 窓口相談 14,190件 (17時以降相談人数197人(内数)) 電話相談 44,059件 文書相談 2,099件 電子メール 1,117件			
相談等への迅速な対応 技術革新・事業化の速度に適応した機動的な工業所有権の権利取得、権利活用を促すため、工業所有権に関する相談の迅速化を図る。	相談等への迅速な対応 ・相談全件について、記録を作成し応答日、応答状況を記載し、担当者が情報を共有する。		相談等への迅速な対応			
・来館及び電話での相談については、原則として直ちに回答する。 ・文書及び電子メールでの相談については、原則として、3開館日以内に回答する。	・文書の決裁手続の簡素化を行う。すなわち、文書や電子メールによる相談の回答のうち軽易なものについては、上級職員による決裁を省略する。	・文書、電子メール、FAXの相談について、受付簿を作成し、迅速な対応の達成状況を管理する。	○相談処理期間を把握するため、相談記録文書を作成し管理を実施。 ○工業所有権に関する相談の迅速化を図るため、窓口・電話相談については、原則として即日回答との目標を掲げ、全件を即日処理及び文書・電子メール相談については、原則として3開館日以内回答との目標を掲げ、全件を3開館日以内に処理(年度計画目標100%達成)。	5	5.0	・膨大な相談業務を迅速かつ丁寧に対応されており、評価できる。 ・メール相談につき90%以上は1日程度で回答している点を評価したい。(「2日以内」という要望に対して「1日以内」を目標としてもよいのではないか。) ・目標を達成しており 評価5。
	・普遍的な質問に対する回答については、回答例集を作成しインターネットで公開する。	・回答例集の見直し、追加、修正を行う。(法律改正に伴う見直し等も含む。)	○普遍的な質問に対する回答例集(Q&A集)を情報・研修館ホームページに掲載するとともに内容の追加・修正を実施。	5	5.0	・目標を達成しており 評価5。
		・相談者サービスに関するニーズ調査を行う。	○利用者ニーズを的確に把握するため、窓口相談者に対してアンケート調査を8月に実施。 ・アンケート調査は、374人の利用者に配布し、274人からの回答があり、要望項目は19項目、要望件数は30件が寄せられた。 寄せられた要望項目のうち、実施済のもの11項目(さらなる向上を目指すもの5項目を含む)、17年度に実施予定のもの3項目、実施困難なもの4項目、特許庁への要望事項1項目であった。	5	5.0	・満足度が過去最高であることは評価できる。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	理由・背景についての説明、コメント
			主要要望に対する対応は次のとおりである。 ①ホームページに関するもの 相談コーナーを充実してほしいという要望については、平成16年10月1日から個人向け「出願書類等の様式」のダウンロード及び「特許の相談」のリニューアルを行ったが、さらなる内容の充実に努めて行く。 ②接客態度、相談内容について 相談員の見識の差及び統一性のある説明をしてほしいという要望については、相談部内の勉強会をさらに充実し、統一された良い説明ができるよう努める。 また、メール相談の回答期日を「遅くても3日以内」から「遅くても2日以内」にしてほしいという要望については、現在、90%以上は1日程度で回答しているところであるが、今後、できる限り希望に添うよう努める。		
		・相談業務のワンストップ化、関連機関との連携により、中小・ベンチャー企業向け相談業務の充実を図る。	①相談業務のPR用パンフレット作成 ・相談部認知度が低かったため、PR用パンフレットを作成し、相談業務のPRを実施。(知的所有権制度説明会、H16年度特許流通フェア、情報・研修館が参加するイベント等において配布した。) ②情報・研修館ホームページ「特許の相談」のリニューアル ・平成16年10月1日より、個人向け様式見本のダウンロードが可能となった。 ・平成16年10月1日及び平成17年3月31日に「よくある質問」欄を拡充した。 ③相談部ブースの増設 ・平成16年8月、相談者の利便性を向上させるため、相談ブース(窓口)を4ブースから5ブースに増設した。 ④明細書の記載例を作成 ・特許法施行規則が改正され、明細書の記載要領が変更されたことに伴う、明細書の作成方法に関する相談の増加に対応するため、代表的な分野(機械、電気、化学)の明細書記載例を作成し、相談者に配布。 ⑤情報・研修館が参加する各地のイベントにおける相談者に対応するため、相談部職員を1名派遣し、相談窓口を開設。(平成15年度、5カ所、延べ14日間から14カ所、延べ27日間に拡大) ・初心者向け説明会〔熊本、大分、松山、山形、和歌山〕 相談者 45名 ・特許流通フェア〔東京、神戸、名古屋、北九州、郡山、広島〕 相談者 98名 ・技術移転フォーラム〔千葉〕、テクニカルショウヨコハマ〔横浜〕、産業クラスター創出フェア〔広島〕 相談者 70名		・相談のワンストップ化が図られている。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
●【人材育成業務】	●【人材育成業務】	●人材育成業務	●人材育成業務			・研修生から高い評価を得ている。 ・本年度に新たに加わった事業であり、改善に関しては未評価であるが、適正に行われており、評価を5とした。
研修の着実な実施と内容の充実 知的財産関連業務を支える人材の育成を図り、特許庁における審査・審判の迅速化や企業等における知的財産戦略の策定、権利の適切な保護及びその活用等に貢献すべく、以下の業務を行う。	研修の着実な実施と内容の充実					
(1) 特許庁職員に対する研修 特許庁の業務を円滑に遂行するために必要な研修を着実に実施し、特に任期付審査官の大量採用及び法律・国際関係などの高い専門知識の要請など工業所有権行政を取り巻く環境の変化並びに先端技術の急速な進展等に対応し、適時適切な研修を提供すること。また、中小・ベンチャー企業による知的財産戦略の策定等を支援する人材を育成するために必要な研修を効果的に実施すること。	(1) 特許庁職員に対する研修 特許庁が定める方針に基づき、特許法施行令第12条、第13条及び第13条の2に規定する研修を含む特許庁職員に対する研修を効果的かつ効率的に実施するため、必要な事項を定めるとともに、以下の点に重点的に取り組む。 ・実務実習を取り入れるなど特許庁職員の実践的な能力を強化する。 ・講師の充実及び研修内容の質的向上を図る。 ・研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させる。	(1) 特許庁職員に対する研修 特許庁研修基本方針及び研修計画等に基づき、別紙1の研修を効果的かつ効率的に実施するため、研修実施要領を定めるとともに、以下の点に重点的に取り組む。 ①実務実習を取り入れるなど特許庁職員の実践的な能力を強化する。 ②講師の充実及び研修内容の質的向上を図る。 ③研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させる。 ④研修生に対するアンケート調査により、平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。	(1) 特許庁職員に対する研修 ○平成16年度研修計画に基づき、各研修毎に実施要領を作成し、特許庁職員4、051名に対し研修を実施。 (平成16年10月以降) ・審査系職員研修 (研修生総数414名) ・審判系職員研修 (研修生総数100名) ・事務系職員研修 (研修生総数60名) ・管理者研修等 (研修生総数295名) ・国際化への対応能力向上のための研修 (研修生総数247名) ・情報化への対応能力強化のための研修 (研修生総数101名) ・法的専門能力向上のための研修 (研修生総数189名) ・行政ニーズ変化への感応度向上のための研修 (研修生総数2,645名) - 専門研修 (技術研修、特別研修、実務研修等 1,691名) - 派遣研修 (大学派遣聴講、他省庁、関係団体等の研修等 359名) - 現場実習 (企業実習、民間派遣研修等 595名) ※参考 平成16年4月から9月の研修生は2,338名 (年度計6,389名) ○特許庁事務系職員に対し、知的財産関連業務を体験するための民間派遣研修 (インターンシップ)を実施。(上記参照) ○特許庁、講師及び研修生からの要望・意見を的確に把握し、次年度の研修に反映させるとともに、講師の充実及び研修内容の質的向上を図った。 a 講師、研修生等からの具体的要望事項 ・講義時間の改善 ・研修科目の重複の回避 ・テキストのみならず、パワーポイント等の研修機材利用 ・研修科目、研修講師の変更 b 講師のためのプレゼンテーション (特別研修)を実施。(14名) ○全ての研修において、研修生に対しアンケート調査を行なった結果、各研修平均で97.7%以上の者から「有意義だった」との評価を得た。	5	5.0	・実施件数は概ね達成と考えられる。 ・年度計画を達成し 評価5。 ・満足度の高い研修事業が行われていることは評価に値する。
				5	5.0	・有意義であったとの評価 評価5。 ・初年度かつ短期であるが、全体に高い満足度が得られており業務移管したことによる有効性が推測できる。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定	理由・背景についての説明、コメント
(平成13年4月～平成18年3月)	(平成13年4月～平成18年3月)			評価	採点
(2) 特許庁職員以外の者に対する研修 登録調査機関など工業所有権に関する業務に従事する者であって特許庁職員以外の者に対する研修を、審査・審判事務の実施において培ってきたノウハウに基づき提供すること。	(2) 特許庁職員以外の者に対する研修 特許庁が定める方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を年間1回以上実施するとともに、実施に必要な事項を定める。また、工業所有権制度や特許情報に精通した人材、研究開発に従事する人材等を対象とした実務研修を年間2回以上、中小・ベンチャー企業等が工業所有権に関する知見を深めるための研修を年間10回以上実施する。実施にあたっては以下の点に重点的に取り組む。 ・講師の充実及び研修内容の質的向上を図る。 ・研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させる。 上記(1)及び(2)を通じ、研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。また、特許庁職員と特許庁職員以外の工業所有権に関する業務に従事する者が共に研修を受講することによって研修の効果又は効率が上がるものについては、合同で研修を行う。	(2) 特許庁職員以外の者に対する研修 ①特許庁調査業務実施者育成研修実施要綱に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を年間2回以上実施する。 ②工業所有権制度に精通した人材(弁理士、弁護士、企業の知財部員等)を対象とした研修を年間2回以上実施する。 ③中小・ベンチャー企業等を対象とした研修を年間10回以上実施する。 ④講師の充実及び研修内容の質的向上を図るため研修生に対してアンケート調査をする。 ⑤研修に対する要望を的確に把握し、研修内容へ反映させるためにアンケート調査をするとともに民間の主要な研修実施主体と連絡会を開催する。 ⑥研修生に対するアンケート調査により、平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。	(2) 特許庁職員以外の者に対する研修 ○調査業務実施者育成研修 ・平成16年度調査業務実施者育成研修(第1回) 時 期：平成17年1月11日～2月24日 場 所：工業所有権情報・研修館研修室(大教室、VDT室)、航空会館 受講者：56名 ・平成16年度調査業務実施者育成研修(第2回) 時 期：平成17年3月2日～4月20日 場 所：情報・研修館研修室(大教室、VDT室)、航空会館、日本青年館、ヴィラフォンテーヌ汐留 受講者：104名 ○工業所有権制度に精通した人材を対象とした研修 ・審査基準討論研修 時 期：平成17年2月14日 場 所：日本弁理士会会議室 受講者：16名 ・職務発明規定の運用の理解を深める方策に関する検討会(3/3～3/4) 参加者：8名(弁護士) ○中小・ベンチャー企業等を対象とした研修 ・知的財産基礎研修・・・(別紙参照) ・特許侵害警告模擬研修 ①株式会社デジタル(大阪) 時 期：平成17年2月7日 ②本多電子株式会社(愛知) 時 期：平成17年2月18日 ③三九化学株式会社(宮城) 時 期：平成17年3月1日 ④株式会社ニデック(愛知) 時 期：平成17年3月11日 ⑤株式会社パトライト(大阪) 時 期：平成17年3月16日 ・行政機関職員向け知的財産権研修 ①第2回知的財産権(行政機関及び政府関係機関職員向け)研修 時 期：平成16年11月9日～11月12日 場 所：工業所有権情報・研修館研修室(大教室) 受講者：55名 ②第3回知的財産権(行政機関及び政府関係機関職員向け)研修 時 期：平成16年12月7日～12月10日 場 所：工業所有権情報・研修館研修室(大教室) 受講者：37名 *第1回は、特許庁において、6月に実施済み		・実施件数は概ね達成と考えられる。 ・年度計画を達成し 評価5。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
			○人材育成連絡会議 ・第一回人材育成連絡会議 時 期：平成16年11月2日 参加団体：日本知的財産協会、日本弁理士会、発明協会 議 題：①各団体の人材育成について ②eラーニングについて ③合同研修の実施の検討について ・第二回人材育成連絡会議 時 期：平成17年2月7日 参加団体：日本知的財産協会、日本弁理士会、発明協会 議 題：①情報・研修館HPへの各団体実施の研修一覧表の掲載について ②情報・研修館(人材育成部)の研修実施状況 ③合同研修について *各団体実施の研修一覧表を情報・研修館HPへ掲載(平成17年1月26日) ○アンケート調査 ・講師のみを派遣する方式以外の全ての研修において、研修生に対してアンケート調査を実施。「有意義だった」との評価を平均で97.3%を得ている。 ○次年度の研修において、講師の充実及び研修内容の質的向上を図るため、講師及び研修生からの要望・意見を的確に把握した。主なものは以下の通り。 a 講師からの具体的要望事項(講師からのヒアリングより) ・研修の全体構成の把握 ・研修全体の中での自らの講義の位置づけ ・講義マニュアルの作成 ・研修科目の重複の回避 ・研修科目の日程変更 b 研修生からの具体的要望事項(講義後アンケートより) ・課題を出すときには十分な準備時間を設けて欲しい ・報告書の締め切り日を緩和して欲しい ・タイトな講義スケジュールを緩和して欲しい ・実務的な内容に絞って欲しい ・重要な講義のテキストについては製本版が欲しい ・研修期間中は会場を一定にして欲しい ・研修時に暑すぎたり寒すぎたりしないよう研修教室の空調を調節して欲しい(特にサーチ端末の部屋) ・研修を外部に対し積極的にPRして欲しい ・実習の際のサーチ端末は一人一台用意して欲しい	5	4.8	

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	評 定 評価ポイント	採点	理由・背景についての説明、コメント
(3) 情報通信技術を活用した研修 特許庁職員を含む知的財産関連人材全般 に対して、情報通信技術を活用した相互研 鑽の機会を提供し、その研修機会の拡大及 び内容の充実を図ることにより、知的財産 実務に精通した人材の育成を促進するこ と。	(3) 情報通信技術を活用した研修 特許庁職員を含む知的財産関連人材全般 の研修機会を拡大し、かつ、ニーズに応じ た多様な研修を提供するため、eラーニン グによる研修を中期目標期間終了時まで に3科目以上実施する。また、他の組織・機 関が作成した研修教材を収集し、情報・研 修館が作成したものとともに、著作権者の 利用許諾が得られたものから順次インター ネット上で外部提供し、研修教材の相互利 用を図る。	(3) 情報通信技術を活用した研修 ① eラーニングによる研修を中期目標期間 終了時まで3科目以上実施するための 検討、準備を行う。 ② 情報・研修館が使用する研修テキストに ついて、著作権者の利用許諾が得られた ものから順次インターネット上で公開す る。	(3) 情報通信技術を活用した研修 ○ I P ・ eラーニングによる研修の提供 ・ eラーニングシステムを構築し、研修コ ンテンツを3種作成(平成17年3月 システム及びコンテンツ提供開始。) ・ コンテンツ名 ① 産業財産権を巡る我が国の現状と今後 ② 先行技術調査の進め方 ③ 特許審査実務の概要 ○ 情報・研修館が使用する研修テキストの インターネットへの公開 ・ 平成16年12月24日より、調査業務 実施者育成におけるテキスト2種(特許 法概論、検索の考え方と検索報告書の作 成)を情報・研修館HPに掲載。	5	4.6	・ 3 コンテンツの提供が十分な量なのか否 かが不明であるが、特に地方立地の中小・ ベンチャー企業に対して研修を充実させる 施策がより充実してもよいのでは。 ・ 年度計画を達成し 評価5。
平 均 採 点					4.71	

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント
4．財務内容の改善に関する事項	3．予算、収支計画及び資金計画	3．予算、収支計画及び資金計画	3．予算、収支計画及び資金計画	(評価ウェイト10%)
●偶然的原因により支出する場合を除く借入金の抑制 情報・研修館の業務を、安定的、継続的に行うため、適正な自己収入を見込んだ借入金に依存しない予算計画を立て、情報・研修館の提供するサービスに対するニーズ等の要因を十分に予測して予算を執行するとともに、業務の効率的な実施等の経営努力による流動性の確保により、借入金が不要な運営に努める。	(1) 予算（人件費の見積もりを含む） ＜省略＞ (2) 収支計画 ＜省略＞ 業務の効率的な実施等の経営努力により財務内容の改善を図る。 (3) 資金計画 ＜省略＞ 4．短期借入金の限度額 ●短期借入金の限度額 35億円 ●想定される理由 運営費交付金の受入れが遅延 ※ 運営費交付金の受入れが最大3か月遅れた場合を想定して、年間支出約140億円の3か月／12を短期借入金の限度額とする。 5．重要な財産の処分等に関する計画 ※ なし 6．剰余金の使途 ●審査、審判に関する図書・文献の追加購入 ●研修の充実 ●研修に係る設備の改修 ●情報インフラの繰り上げ更新	○平成16年度予算（単位：百万円） ○収 入 運営費交付金 9,605 複写手数料収入 95 研修受講料収入 43 計 9,742 ○支 出 ・業務経費 8,802 工業所有権関係公報等閲覧業務関係経費 547 審査・審判関係図書等整備業務関係経費 252 工業所有権情報流通等業務関係経費 4,055 工業所有権情報普及業務関係経費 3,677 工業所有権相談等業務関係経費 24 人材育成業務関係経費 248 ・一般管理費 195 ・人件費 746 計 9,742 ○平成16年度収支計画（単位：百万円） 費用の部 9,742 経常費用 9,742 工業所有権関係公報等閲覧業務費 311 審査・審判関係図書等整備業務費 252 工業所有権情報流通等業務費 4,055 工業所有権情報普及業務費 3,677 工業所有権相談等業務費 24 人材育成業務費 248 一般管理費 195 人件費 746 減価償却費 236 財務費用 0 収益の部 9,742 運営費交付金収益 9,605 複写手数料収入 95 研修受講料収入 43 寄附金収益 0 資産見返負債戻入 0 純利益 0 目的積立金取崩額 0 総利益 0	平成16年度収支状況（単位：百万円） ○平成16年度予算内での業務運営 ○短期借入金はなし ○収 入 ・運営費交付金 9,605 ・複写手数料収入 46 ・研修受講料収入 34 ・その他収入 0 計 9,685 ○支 出 ・業務経費 8,299 工業所有権関係公報等閲覧業務関係経費 526 審査・審判関係図書等整備業務関係経費 216 工業所有権情報流通等業務関係経費 3,827 工業所有権情報普及業務関係経費 3,562 工業所有権相談等業務関係経費 18 人材育成業務関係経費 150 ・一般管理費 171 ・人件費 694 計 9,164 ○収入と支出の差 521 ・複写手数料は、複写サービスに必要なとする支出（料金徴収のための「人件費」「物件費」）を勘案した価格（30円／枚・消費税込）に設定している。なお、平成16年度の主な複写サービスに必要なとする支出及び複写収入は、次のとおりである。 【参考】 1．主な支出 約5,822万円 （人件費：約3,627万円） （H16実績） （物件費：約2,195万円） （H16実績） 2．収入 約4,708万円 3．収支 -1,114万円 （複写枚数 約157万枚）	・特に問題ない。 ・適正の範囲内と考えられる。 ・健全な運営がなされている。 ・適正でBの評価。

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント
		○平成16年度資金計画（単位：百万円） 資金支出 9,742 業務活動による支出 9,742 投資活動による支出 0 財務活動による支出 0 資金収入 業務活動による収入 9,742 運営費交付金による収入 9,605 複写手数料収入 95 研修受講料収入 43 その他の収入 0 投資活動による収入 0 その他の収入 0 財務活動による収入 0		

中 期 目 標 (平成13年4月～平成18年3月)	中 期 計 画 (平成13年4月～平成18年3月)	平 成 1 6 年 度 計 画	平 成 1 6 年 度 実 績	理由・背景についての説明、コメント
5. その他業務運営に関する重要事項	7. その他業務運営に関する事項	4. その他		
●特許庁の審査・審判に対する支援の確保 審査・審判関係図書等整備業務を行うに際し、特許庁の審査・審判事務が利用者並びに社会経済に与える影響を考慮して、特許協力条約に規定されている資料に加えて、審査・審判における必要性を踏まえた資料の収集に努める。	①施設・設備に関する計画 ※ なし ②人事に関する計画 1) 方針 直接部門と一般管理部門の業務量の衡量を踏まえて、両部門に常勤職員を効率的に配置する。 2) 人員に係る指標 直接部門と一般管理部門の常勤職員を効率的に配置することにより、期末における一般管理部門の常勤職員数が占める割合を期初における同割合未満とする。 (参考1) 1) 期初の常勤職員数 55人 2) 期末の常勤職員数の見込み 79人 工業所有権情報普及業務及び人材育成業務の実施に伴い特許庁から移行された常勤職員数 24人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,184百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	●人事に関する計画 ・直接部門と一般管理部門の常勤職員の業務負担を把握し、効率的に配置する。 職員構成 79名 (人材開発統括監 1名) (総務部 18名) (閲覧部 16名) (流通部 8名) (情報普及部 10名) (相談部 11名) (研修部 10名) (人材育成部 5名) ※工業所有権情報普及業務及び人材育成業務の実施に伴い特許庁から移行された常勤職員数24人を含む。	○人事に関する計画 ・直接部門と一般管理部門の常勤職員の業務負担を把握し、効率的に配置する。 職員構成 79名 (人材開発統括監 1名) (総務部 18名) (閲覧部 16名) (流通部 8名) (情報普及部 10名) (相談部 11名) (研修部 10名) (人材育成部 5名) ※工業所有権情報普及業務及び人材育成業務の実施に伴い特許庁から移行された常勤職員数24人を含む。	*本項目は「2. 業務運営の効率化に関する事項」と一体
●特許庁との連携の強化 相談業務を行う際、相談への迅速な対応が重要との認識に基づき、特許行政の最新状況の把握、特許庁に寄せられる相談内容の収集に努める。また、工業所有権情報普及業務及び人材育成業務を実施するにあたり、特許庁の施策・方針を正確に把握し、効率的・効果的な実施に努める。				
アウトカム				(評価ウェイト5%)
			○成約件数： 16年度の成約件数は1,381件 (累計件数 5,461件)	・特許流通事業は一定の経済波及効果がみられ、評価できる。 ・地方を含む多くの都道府県にて経済的インパクトを生じている点を評価できる。 ・特許流通事業を中心に、大きな波及効果が見られる。 ・技術移転の成約件数は増加したが、大幅な増加ではなかった。

アディショナリティー（付加要素）																																												
			【法改正に基づく業務追加等】 ○「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」により「独立行政法人工業所有権総合情報館法」の一部が改正され、平成16年10月1日に施行された。これに伴い、特許庁より情報普及業務、人材育成業務（特許庁職員向け研修）が移行され、また、新たに特許庁職員以外の者に対する研修業務が追加された。これら、移行業務等を円滑に進めるため組織変更、諸規程の変更等の作業を実施。 ・名称を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と変更 ・人材開発統括監、情報普及部、研修部、人材育成部の設置 ・閲覧部、資料部を統合 ・人員配置の変更 <table><tr><td></td><td></td><td>(4月)</td><td>(10月)</td></tr><tr><td>総務部</td><td>17人</td><td>18人</td><td></td></tr><tr><td>閲覧部</td><td>17人</td><td>16人</td><td></td></tr><tr><td>資料部</td><td>6人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>相談部</td><td>8人</td><td>11人</td><td></td></tr><tr><td>流通部</td><td>7人</td><td>8人</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>情報普及部</td><td>10人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>研修部</td><td>10人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人材育成部</td><td>5人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人材開発統括監</td><td>1人</td></tr></table> ・平成16年度計画、予算の変更 ・業務方法書等諸規程の追加、変更 ・執務室のレイアウト変更、相談ブースの増設 ・名称変更に伴う登記等各種申請届出、看板表示等の変更			(4月)	(10月)	総務部	17人	18人		閲覧部	17人	16人		資料部	6人			相談部	8人	11人		流通部	7人	8人				情報普及部	10人			研修部	10人			人材育成部	5人			人材開発統括監	1人	
		(4月)	(10月)																																									
総務部	17人	18人																																										
閲覧部	17人	16人																																										
資料部	6人																																											
相談部	8人	11人																																										
流通部	7人	8人																																										
		情報普及部	10人																																									
		研修部	10人																																									
		人材育成部	5人																																									
		人材開発統括監	1人																																									
			○情報・研修館広報活動 ・イノベーションジャパン2004出展（東京国際フォーラム）（9/28～30） ・情報・研修館パンフレットの作成 ・日刊工業新聞PR用公告掲載（10/1） ・Embedded Technology 2004へ出展（11/17～11/19） ・情報・研修館発足記念フォーラム開催（12/1） ・西日本新聞北九州版PR用公告掲載（1/29） ・テクニカルショウヨコハマ2005へ出展（2/2～4）																																									
			○特許流通促進広報活動 （平成16年度においては、テレビやメールマガジン等で事業紹介を行うとともに、特許流通フェアや産業フェア、各種セミナー等で積極的に事業紹介を行った。）																																									
			○日刊工業新聞「特許情報活用支援アドバイザー」紹介記事に対する取材協力（4/1）																																									

			○日刊工業新聞の発明の日特集号に「特許流通促進事業」等の広告を掲載、及び「特許流通アドバイザー」紹介記事に対する取材協力（４／１６） ○日経産業新聞「特許流通促進事業」記事に対する取材協力（４／１６） ○特許流通促進事業の協力企業１社が、情報館の推薦により、発明の日に産業財産権制度活用優良企業表彰を受賞（４／１６） ○特許流通支援チャートをホームページへ掲載（４／２０） ○「産学交流技術移転フォーラム」に出展（４／２１～２３） ○「産学交流技術移転フォーラム」で特許流通促進事業を説明（４／２２） ○日刊工業新聞に「経済的インパクト」記事が掲載（５／５） ○特許流通ニュースメールを１，６３３件配信（５／１７） ○日刊工業新聞に「特許流通支援チャート」記事が掲載（５／２１） ○「三重の２１世紀リーディング産業展」に出展（５／２１～２２） ○「三重の２１世紀リーディング産業展」で特許流通促進事業を説明（５／２１） ○特許庁広報誌「とっきょ」に「＝座談会＝知的財産を活用した地域振興のあり方と今後の展開」を掲載（５／２５） ○特許庁広報誌「とっきょ」に「AUTM年次総会２００４への参加及びテキサスA&M大学図書館への訪問について」を掲載（５／２５） ○フジサンケイビジネスアイに「中小企業のための特許契約等の手引き作成」記事が掲載（５／３１） ○「特許流通支援チャート」のCD-ROM版を作成（６／１） ○事業PR用パンフレット（特許流通促進事業ガイド）作成（６／４） ○事業PR用CD-ROM作成（６／４） ○「中小企業のための特許契約の手引き」作成（６／１１） ○日刊工業新聞に「共通指標に基づく地域の地財力評価に関する調査研究（１５年度調査）」記事が掲載（６／１１、６／２９） ○日刊工業新聞に「特許流通促進セミナー」記事が掲載（６／１５） ○「第３回産学官連携推進会議」に参加、出展（６／１９～２０） ○特許流通ニュースメールNO. ３を１，９６７件（７／１５）、NO. ４を１，９５５件（８／１７）配信 ○特許流通ニュースメールNO. ５を２，２１６件配信（９／１５） ○特許庁広報誌「とっきょ」に「中国における技術移転に関する調査報告」を掲載（９／２５） ○特許流通フェアへ出展（実施済）関東（９／２９～１０／１）、近畿（１０／１４～１５）、北海道（１１／１１～１２）、中部（１１／１７～１９）、九州・沖縄（１１／１７～１９）、東北（１１／２５～２６）、中国・四国（１２／１～２）
--	--	--	---

			○「知っておきたい特許契約の基礎知識」発行（１０／１） ○テレビ「知恵の輪ニッポン」を中国地域５県で放映（１０／６～１２／２９ 全１３回） ○フジサンケイビジネスアイに「特許ビジネス市」に関する記事を掲載（１０／１３） ○自治体イベント２ヶ所へ出展（実施済）北陸（１０／１４～１５）、滋賀（１０／２０～２２） ○「北陸技術交流テクノフェア２００４」で特許流通促進事業を説明（１０／１５） ○特許流通ニュースメールＮＯ．６を２，３６７件配信（１０／１５） ○「特許流通成功事例（１２６件）」をホームページに掲載（１０／２２） ○「中小企業総合展２００４ in KANSAI」に出展（１０／２７～２９） ○経済産業ジャーナルに「特許ビジネス市」記事が掲載（１１／１） ○特許流通ニュースメールを月２回発行とし、ＮＯ．７を２，４１２件（１１／１）、ＮＯ．８及び臨時号を２，４７７件（１１／１５，１６）、ＮＯ．９を２，５６５件（１２／１）、ＮＯ．１０を２，６２９件（１２／１５）配信 ○行政機関等職員に対する知的財産権研修において特許流通促進事業を説明（１１／１０、１２／１０） ○特許流通フェアで事業利用に関するアンケートを実施（実施済）北海道、中部、九州・沖縄、中国・四国 ○「Far East meets West in VIENNA（ウィーン）」で特許流通支援チャートを説明（１１／２５） ○産学官連携「技術成果発表会」で特許流通促進事業を説明（１１／２６） ○「千葉県特許流通情報セミナー」で特許流通促進事業を説明（１２／１） ○「WIPO／アジア地域SEMワークショップ（上海）」で特許流通促進事業を説明（１２／１５～１６） ○特許流通ニュースメールＮＯ．１１を２，６９８件（１／５）、ＮＯ．１２を２，６８２件（１／１７）配信 ○「ベンチャーフェア JAPAN 2005」に出展（１／２６～２７） ○「特許権等に係る技術移転説明会」で特許流通促進事業を説明（１／２７） ○特許流通ニュースメールＮＯ．１３を２，８４５件（２／１）、ＮＯ．１４を２，８８３件（２／１５）配信 ○「AUTM／大学技術管理者協会（フェニックス）」で特許流通促進事業を説明（２／３～５） ○特許流通ニュースメールＮＯ．１５を２，９４４件（３／１）、ＮＯ．１６を２，９７１件（３／１５）配信 ○「特許流通アドバイザーの連携支援事業ベストプラティス集」発行 ○「知恵の輪ニッポン」をＤＶＤ化し、アドバイザーに配布	
--	--	--	--	--

			○プレジデントに「共通指標に基づく地域の知財力評価に関する調査研究（１５年度調査）」記事が掲載（３／２１） ○特許庁広報誌「とっきょ」に「国際特許流通セミナー２００５開催報告」を掲載（３／２５） ○朝日新聞の日曜別刷り「Be」に特許流通促進事業を題材とした「休眠特許」連載開始（３／２７）	
--	--	--	--	--